

# 江津市敬川地区防災計画 風水害編

敬川まちづくり協議会

保存版

## 1、目的

この計画は、敬川地区自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とします。

## 2、背景

江津市敬川町は、市の西方に位置し日本海に面する世帯数 670 世帯余、人口 1,388 人、高齢化率 39.9%(平成 29 年 7 月現在)の地域です。

町の中央部には、上流部では幅が狭く V 字型のため豪雨の際には急激に水量が増加する 2 級河川「敬川」が流れており、また沿岸部から海拔の低い区域、更には山地も有しており、平素から水害のみならず土砂災害や地震津波災害への備えが必要な地域です。

過去には、昭和 46 年、昭和 47 年の梅雨前線による豪雨災害、また旧江津市を中心に河川の氾濫や土砂崩れが発生し、死傷者 7 名、主要橋梁 2 本の流失、床下浸水 553 棟という大きな被害を受けた昭和 58 年 7 月の豪雨災害や、更には平成 25 年 8 月に島根県西部を襲った豪雨災害でも、多くの被害を受けています。

こうしたことから、防災に関する人的及び設備面の体制整備が急務です。

## 3、基本的な考え方

まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織等による組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実に行われることが重要です。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなど支援体制の構築に向けた活動が重要であるとともに、避難・避難所運営等に当たっては「地区の人は、地区で守る」を基本とし、地区のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていきます。

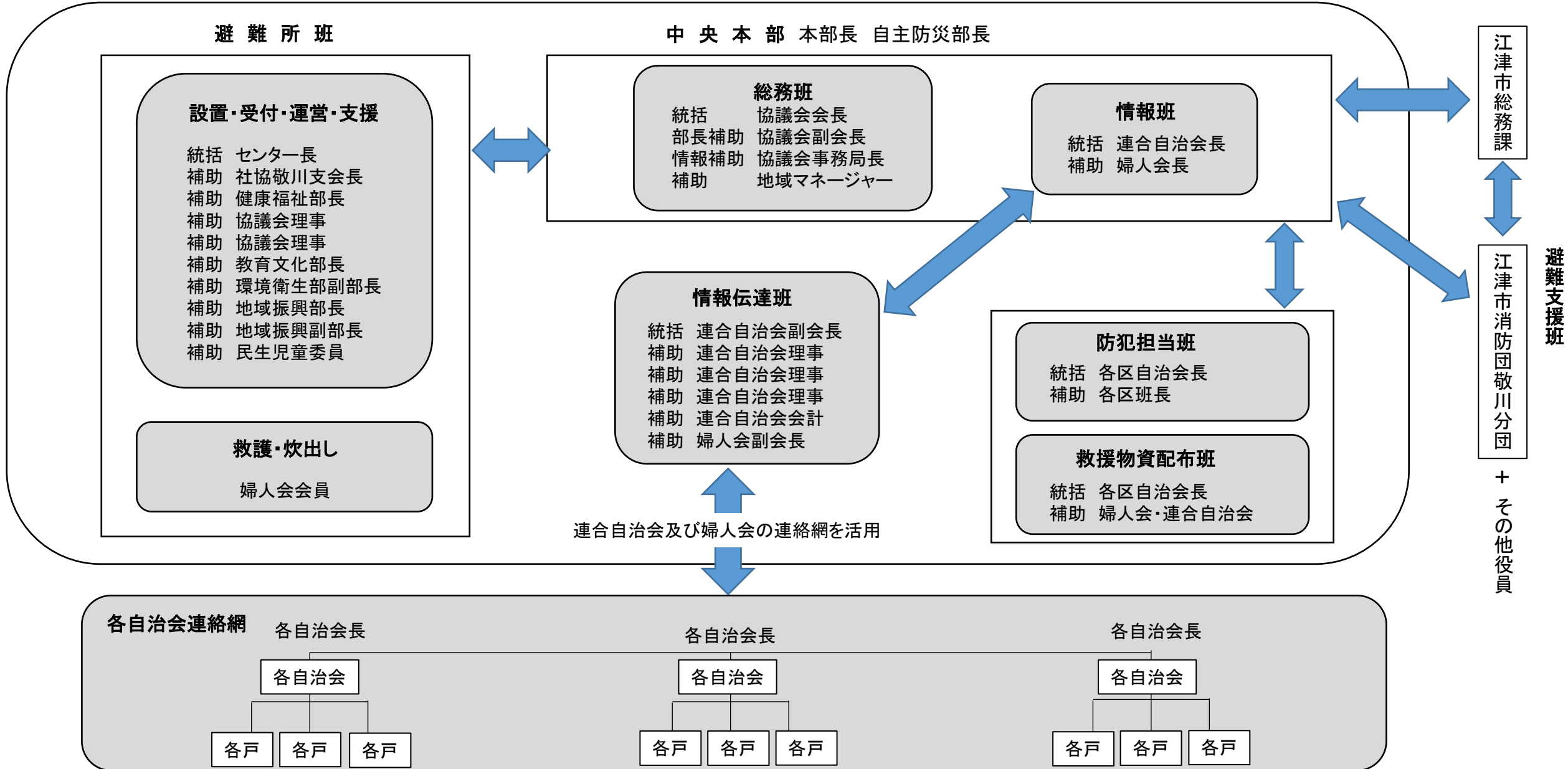
## 4、必要事項

以下別紙の通り

- ①組織図
- ②対策本部
- ③災害時情報伝達
- ④指定避難所
- ⑤避難所運営
- ⑥一時避難所
- ⑦住民が心がけておくこと
- ⑧その他・必要事項

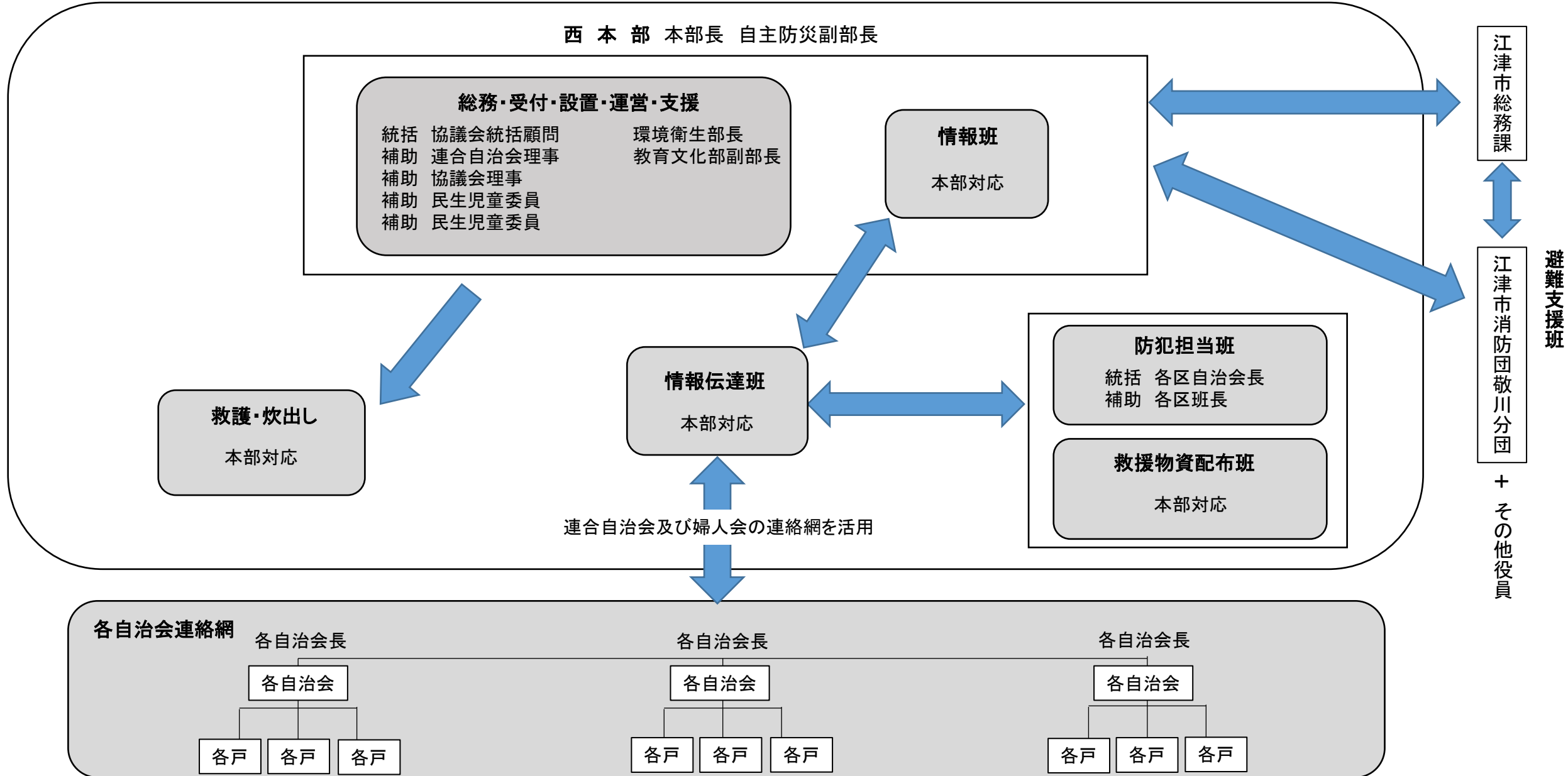
敬川まちづくり協議会自主防災組織図(中央本部:敬川地域コミュニティー交流センター)

連絡網(災害発生時=災害対策中央本部) 避難所運営本部長 避難所運営副本部長



# 敬川まちづくり協議会自主防災組織図(西本部:敬川保育所)

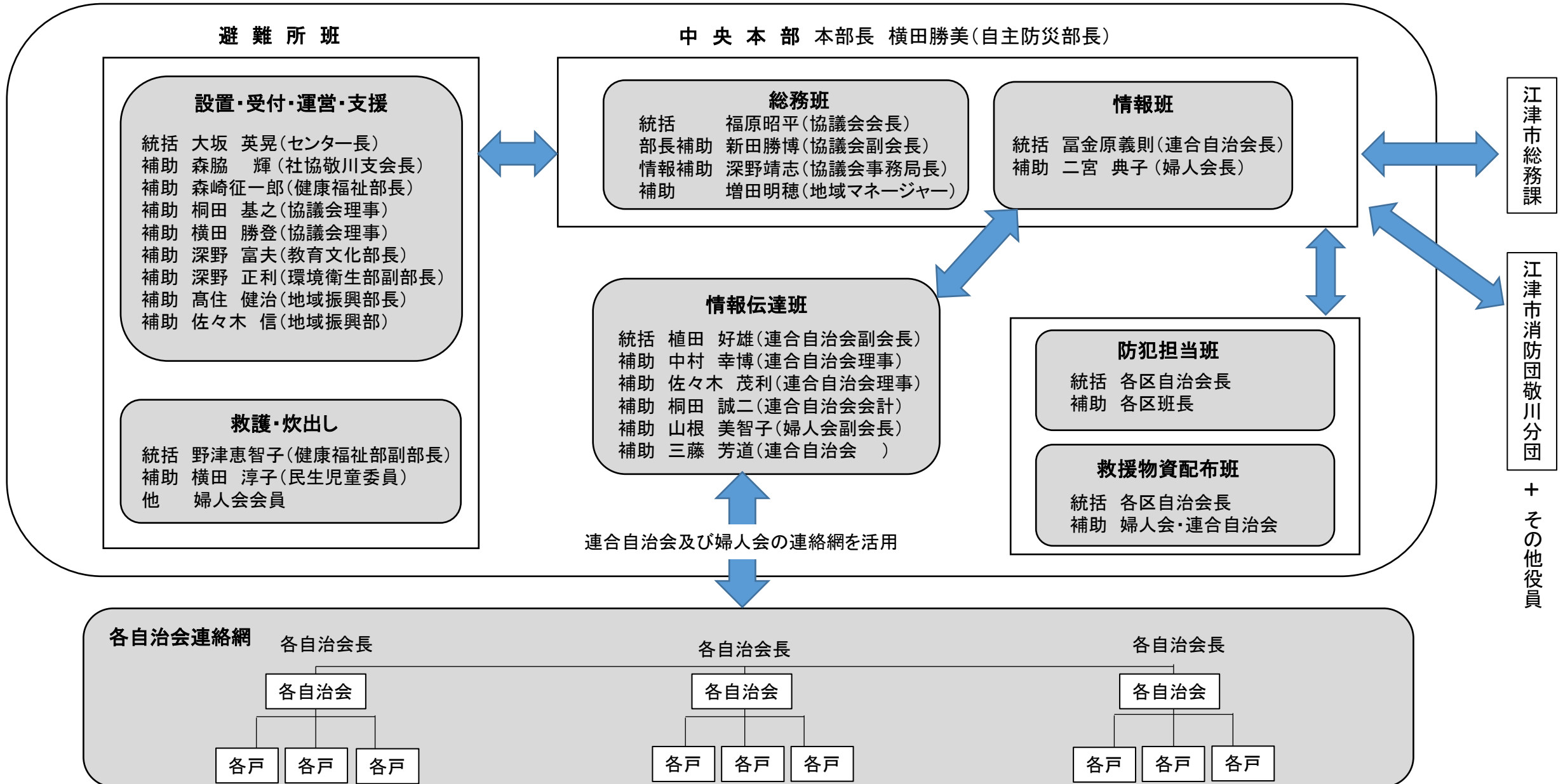
連絡網(災害発生時=災害対策西本部) 避難所運営本部長 ⇄ 避難所運営副本部長



敬川まちづくり協議会自主防災組織図(中央本部:敬川地域コミュニティー交流センター)

名前ありの場合

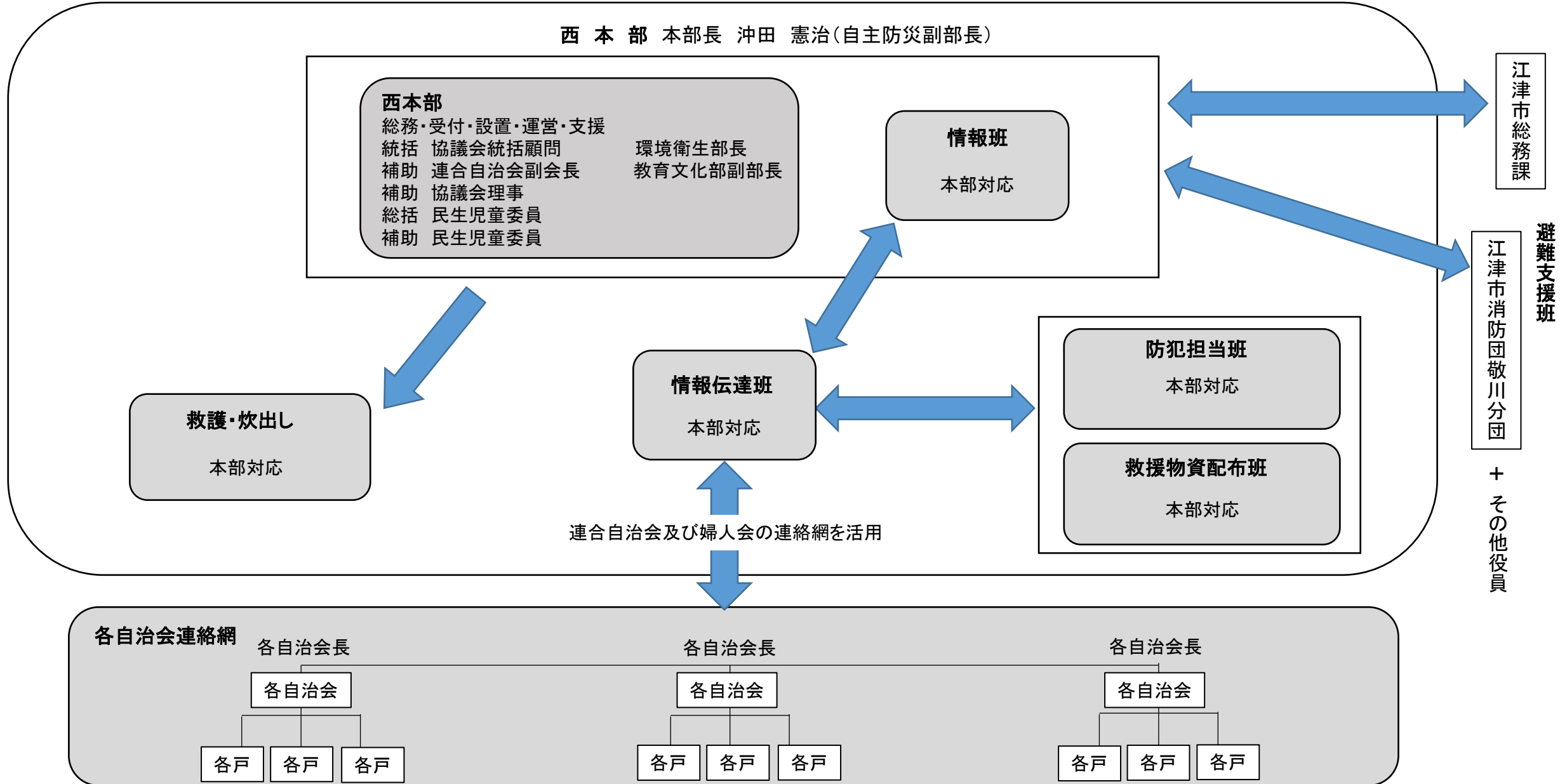
連絡網(災害発生時=災害対策中央本部) 避難所運営本部長 横田勝美 避難所運営副本部長 沖田憲治



# 敬川まちづくり協議会自主防災組織図(西本部:敬川保育所)

名前ありの場合

連絡網(災害発生時=災害対策西本部) 避難所運営本部長 ⇄ 避難所運営副本部長



## ②対策本部について

主たる運営は敬川まちづくり協議会が行います。

運営本部の役員は、役割が記載してあるビブスを付けて周りから分かるように活動します。

運営本部の連絡会議は本部長が時間を決めその時間に行います。(参加者は本部含む各班の統括、自治会長、他)

運営は敬川を挟み東側を中央本部（敬川地域コミュニティ交流センター）、西側を西本部（敬川保育所）として活動します。

主な班・役割

### 本部

#### (1)中央本部

本部は、敬川地域コミュニティ交流センターの和室とします。

運営本部全体の指揮は本部長（自主防災部長）が行います。本部長は全体の指揮をとります。

原則、本部長は本部の場所から動かないものとします。

#### (2)西本部

西本部は、敬川保育所とします。

西本部の指揮は副本部長（自主防災副部長）が行います。

### 総務班

総務班は本部付の班とします。統括は、まちづくり協議会会長が行います。本部全般の庶務的な役割を担います。

#### ①地域の被災状況の把握

江津市、消防署、警察、消防団等の関係機関から情報収集し、被災状況の確認を行います。

#### ②住民への情報伝達及び問い合わせへの対応

江津市と連絡を取りながら、総務班、情報伝達班、避難所班と連携して必要な情報を住民に伝達します。

③メディア、新聞社等取材の対応

メディア等の対応は原則、まちづくり協議会会長が行います。  
(他の者は対応しない。)

④避難所運営の庶務

⑤避難所間及び外部との調整

江津市（敬川地区には地区連絡員として職員が入ります。）と連携しながら、不足物資や人員の応援要請などの避難所間の連絡・相談及び外部との調整を行います。

⑥各班の状況確認

各班からの報告を受けるのは、総務班統括、補助員とし、受けた報告を本部長に報告し、本部長の指示の下、各担当に伝達します。

⑦広報掲示板の設置

地域住民が正確な情報を得られるように、避難所の内及び外に「広報掲示板」を設置し、同じ情報を掲示します。

**情報班**

統括は、連合自治会長が行います。

①避難準備・高齢者等避難開始（避難勧告、避難指示(緊急)も同様）発令時に、情報伝達班に発令内容等を伝達します。（情報伝達）

②避難情報の伝達状況を確認

- ・各区の伝達状況について情報伝達班から報告を受けます。
- ・確認後、自主防災部長に報告します。また、「広報掲示板」等へ書き出し、伝達状況を周知します。

③避難者の確認

- ・無線機所持者に対して避難状況の確認を行います。
- ・敬川地区全体の避難状況の確認を行います。（民生児童委員からの情報も提供してもらう。）
- ・避難してきた方、自宅にそのまま待機しておられる方、まだ確認が取れていない方の状況が分かるようにします。

- ・情報伝達班から、要支援者への連絡がつかなかった場合に連絡が入ります。本部長に報告し、避難支援班に安否確認の要請を行います。

#### 情報伝達班

統括は、  連合自治会副会長  が行います。

- ①避難準備・高齢者等避難開始（避難勧告、避難指示(緊急)も同様）発令時に、本部情報班（連合自治会長）から連絡があるので、その内容を各区自治会の連絡網に従って各戸へ情報伝達をします。

婦人会も同様に伝達を行います。（  婦人会副会長  が対応）

- ・本部、自治会長、住民等への連絡方法は  電話と無線機  で行います。
- ・無線機を所持するのは、  6区、11区、15区、本部情報班、西本部  の計5か所5台。（無線中継器2台あり）

- ②各区（婦人会）から情報伝達結果の連絡があります。その内容を本部情報班に伝達します。

- ・要支援者を含めた、連絡のつかない方がいた場合、再度連絡を行うよう指示を出し（各区自治会長等）、安否確認を行います。（再度連絡がつかなかった場合は、本部情報班に報告を行います。本部情報班が避難支援班及び、江津市消防団敬川分団に安否確認の要請をします。）

## 避難所班

- ・避難所の設置・受付・運営・支援業務を担います。  
また、婦人会を中心に救護・炊出しを行います。
- ・避難所班の設置・運営・支援の統括は、敬川地域コミュニティ交流センター長が行います。

### (1)設置・受付

#### ①避難所の設営

- ・避難所に来られる方が分かりやすい場所に避難所の受付を設置します。
- ・受付表、住民台帳などを活用し記録を必ず取ります。
- ・ペットを連れて来た場合は、避難所ペット登録台帳に記載します。
- ・部屋の入口にそれぞれの部屋の役割等を表示します。(例：女性専用など)
- ・プライバシーを最低限守るため、1世帯分仕切れるようにダンボール等で区切ります。
- ・一時帰宅等外出される方の把握も必ず行い、分からないということがないようにします。  
※設営、受付がある程度完了したものと判断されれば、運営に加わります。

### (2)運営・支援

#### ①避難所内危険個所の対応

災害発生時に施設の構造被害チェックを実施します。また、施設の内部被害チェックを実施し、立ち入り禁止場所など分かるように明示します。  
確認完了後、本部に報告します。

#### ②避難所内必要施設の補充・整備

想定されるよりも多くの避難者が来た場合、江津市と相談の上で補充、整備を行います。

#### ③避難所内の防犯・治安対策として見回りを行います。

#### ④高齢者、障がい者、妊婦や乳幼児など要配慮者への支援を行います。

女性に対してはできるだけ女性が対応し、相談しやすい状況を作ります。

#### ⑤洗濯・顔洗い所の確保・管理

石鹸やアルコール消毒液などを補充、確認し、住民が清潔を保てるよう指導します。

### ⑥トイレの管理

避難者の人数に応じたトイレの確保と衛生管理に努めます。  
使用不可能なトイレは、張り紙等で避難者に周知します。

### ⑦避難所のプライバシー対策

女性への配慮  
洗濯物の管理、干す場所の配慮

### ⑧避難所ルール、マナーの徹底

避難所のルール等について記載したものは、別紙（⑤避難所運営について）のとおりとします。  
ペットの管理も行います。（連れてくる場合は、ケージに入れてきてもらうこと。）

## (3)炊出し

①食料・物資（江津市所有のものを含む。）の把握、食料・物資の受入れ  
食料・物資の名称・数量を把握し、不足しているものについて避難所不足物資配送表に記載し本部に届け出ます。

### ②食料物資の管理・配給

食料の配給は「平等」が原則になります。  
アレルギーの方を把握し、対応食の要請や確実な配給方法を行うなどの配慮が必要となります。  
アレルギーも含め避難所での生活で相談したい方もおられるので、相談窓口を設け、相談できるようにします。  
支給場所、時間を決め配給票等を活用するなど混乱の防止に努めます。

### ③炊き出し

大勢の方に配給することを考え、手や調理器具の洗浄をしっかりと行います。  
できるだけ避難者にも協力要請を行い、一部の人に負担がかからないようにします。  
生ものは避け、加熱処理を行うなど食中毒に注意します。  
火気を取り扱う場合は、消火器や消火バケツを用意しておきます。

#### (4)救護

けが・急病等の傷病者に対する応急的な処置

- ・救急箱を備え付け、簡単な手当てを行います。
- ・医療の必要な傷病者を、医療機関へ転送する際の補助を行います。
- ・高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対する支援を行います。
- ・専門的な医療対応が必要となる避難者や心身の衰えがある高齢者など避難所での生活が困難な人がいた場合、病院などの医療施設への収容を要請します。  
(本部総務班を通して、119番に連絡するとともに、江津市(地区連絡員)に報告します。)
- ・避難所施設の子どもの保育活動及び支援に関することなどを行います。

### 救援物資配布班

救援避難物資の配布を行います。

避難者への物資の配布、また避難所には行かず自宅に居る方へ必要な物資等あれば配布します。

数が足りなければ本部に報告し、追加要請を行います。

### 防犯担当班

①二次災害等を防ぐため、避難所の安全を確認し、危険個所を発見した場合は、カラーコーンやロープを使い危険区域に立ち入らないように呼び掛けます。

②避難不在時の住宅の見回りを行います。

③見回りの際は、腕章、ホイッスル、撃退グッズなどの防犯用具を持参します。

### 避難支援班

江津市消防団敬川分団、その他の役員が避難支援、その他の支援を行います。

#### (1)避難支援、その他の支援

①適時的確に必要な応じて様々な支援を行います。

②本部からの要請があれば人数が足りていない班の支援を行います。

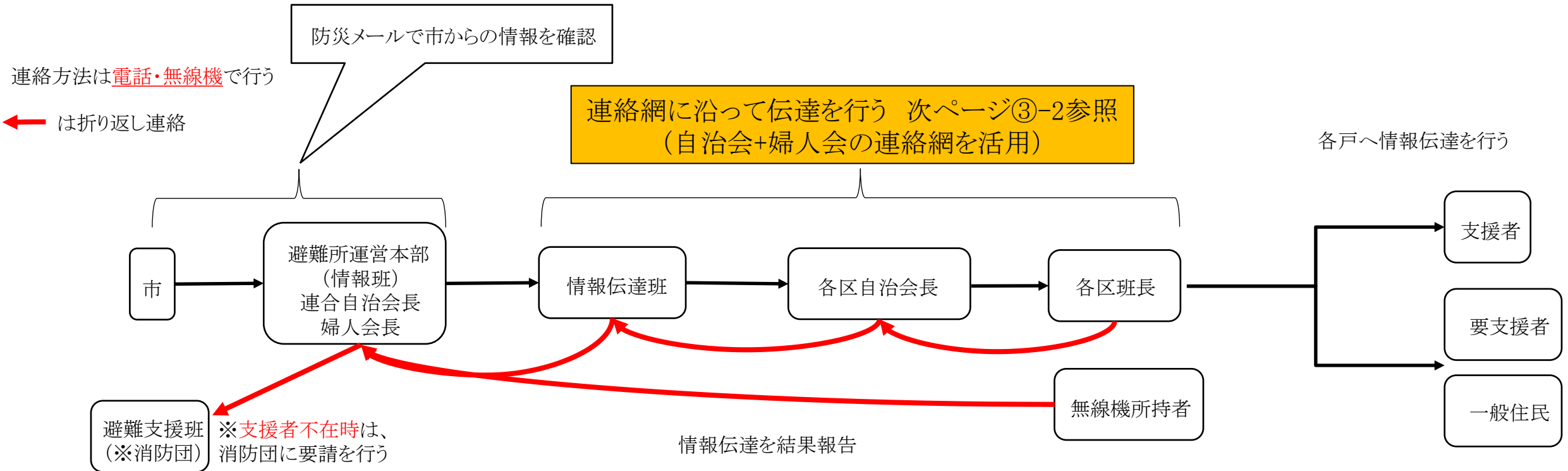
③本部の指示により、情報伝達時に確認の取れなかった要支援者がいる場合、避難補助を行います。

④ 江津市消防団敬川分団は避難誘導及び要支援者の補助及び、防犯対策の支援を行います。 別添の消防団行動計画を確認

※江津市消防団敬川分団は、災害の状況に応じて（消防団としての行動があるため）行動が変更になる場合があります。

運営本部の役員は、  
防災メールを受信できる状態にする

### ③-1 敬川地区災害時連絡網について



※支援者不在時は、  
消防団に要請を行う

情報伝達を結果報告

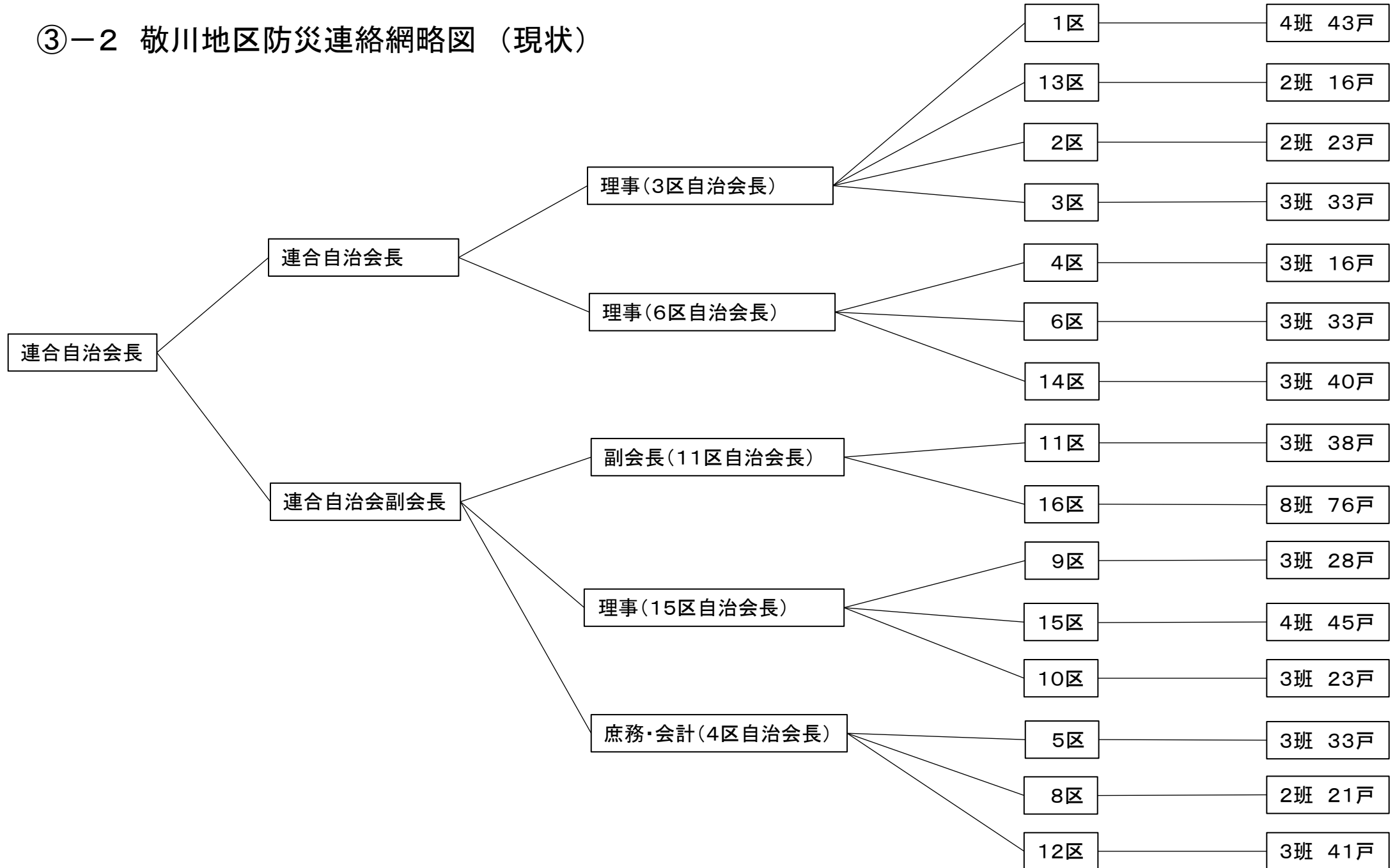
※支援者不在自治会は本部へ報告を忘れずに行うこと

無線配置場所 配置箇所	
・6区	1台
・11区	1台
・15区	1台
・本部情報班	1台
・西本部	1台

計5台

※消防団＝江津市消防団敬川分団

### ③-2 敬川地区防災連絡網略図（現状）



#### ④指定避難所について

#### (1) 敬川地域コミュニティ交流センター(本部)

### 備え付け物品等

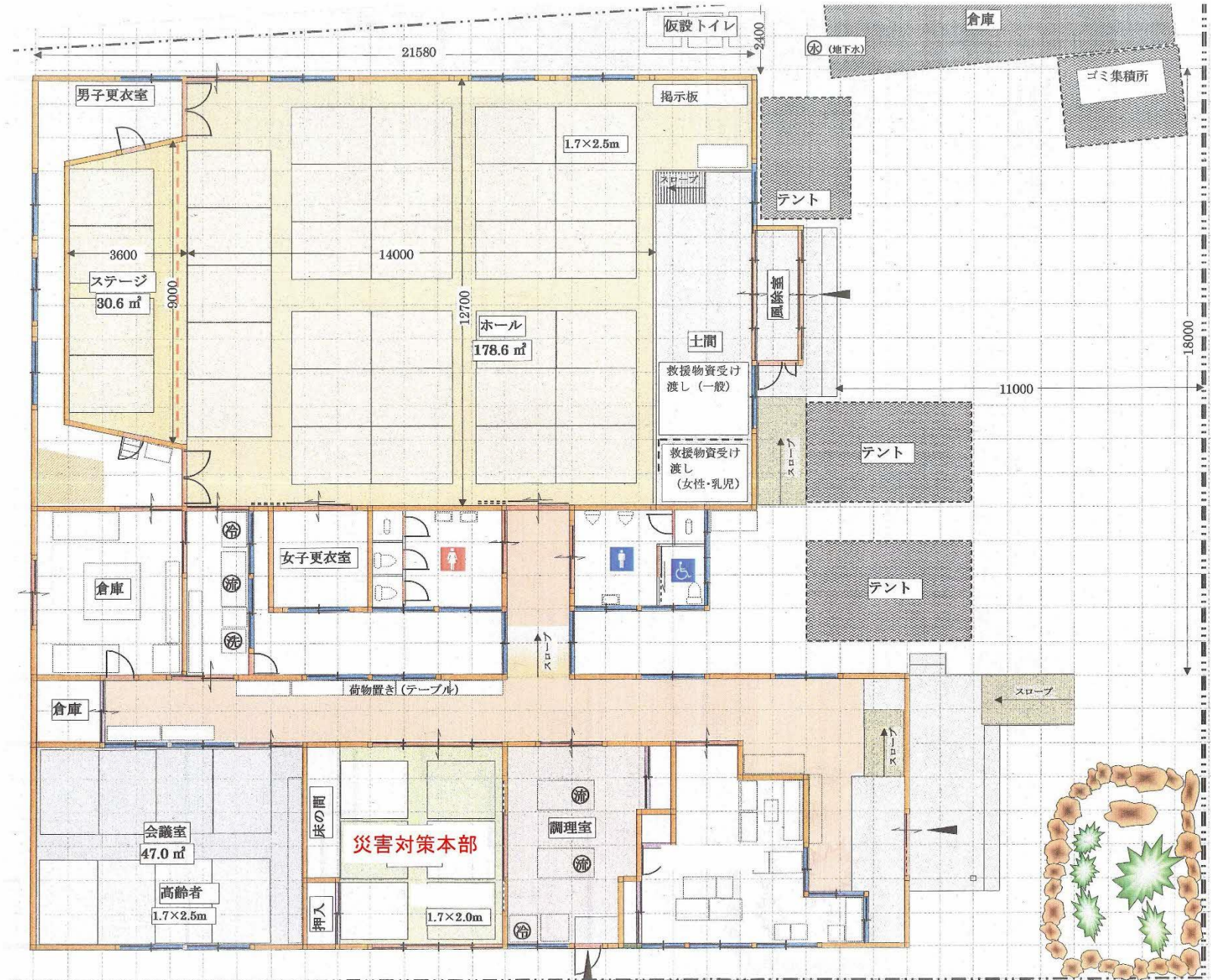
- ・非常食  
約100食分
- ・ホワイトボード 2台
- ・避難者受付簿

100メートル先に  
防災資機材庫あり。

### 資機材等一覧

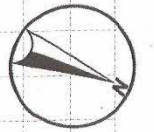
- ・非常用発電機
- ・ビブス(役員着用)
- ・担架
- ・ウォータージャグ(8ℓ)
- ・ガスコンロ
- ・トランシーバー
- ・無線中継器

- 2台
- 50着
- 1台
- 2個
- 2台
- 5台
- 2台



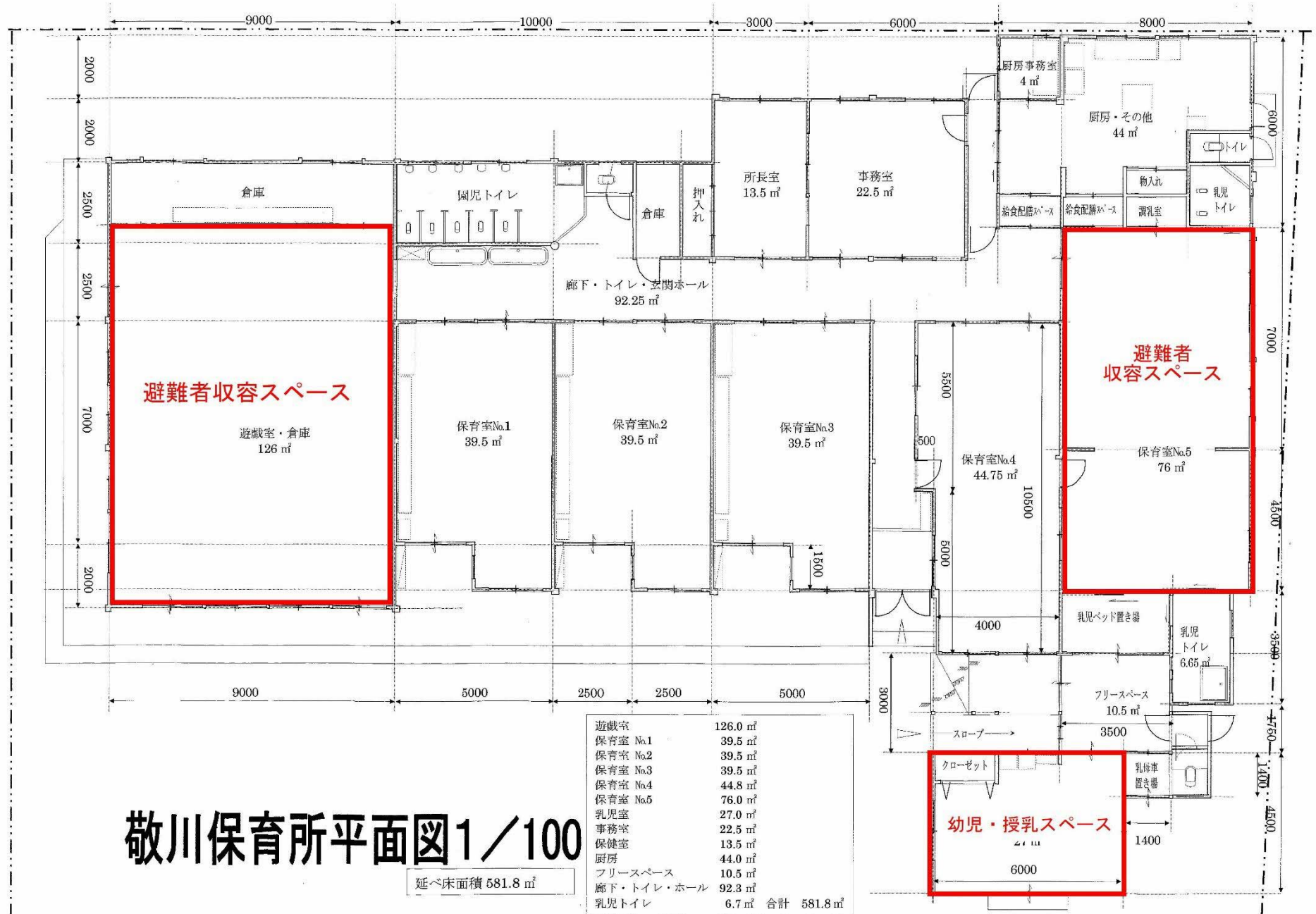
敬川地域コミュニティ交流センター  
災害時避難所レイアウト(案)  
1/100

壁・柱  
窓  
入口・掃き出し  
物入れ等開口部  
市道



④指定避難所について

(2) 敬川保育所(西本部)



敬川保育所平面図1/100

## ⑤避難所運営について

### 【避難所生活のルール】

規則正しい生活のため、生活時間のルールを定めます。

- ・消灯時間 21 時
- ・食事時間 概ね 7 時、12 時、18 時

### 【生活空間の利用方法】

- 居住空間は、可能な限り世帯ごとで区切って使用します。
- 居住空間は土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
- 共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。
- 来客の面会は、原則として共有空間や屋外とします。
- 喫煙は、所定の場所以外では禁止とします。
- 「立入禁止」「注意事項」等の指示には従ってもらいます。
- 退所や外泊等の際には、必ず受付で記入してもらいます。

### 【食事】

- 食事の配布は、原則として各世帯単位で行います。
- 食器は可能な限り、食器用洗剤や消毒剤による流水洗浄を行います。水の確保が難しい場合は、使い捨ての容器を利用したり、食器にラップを貼って使い回し対応します。
- 体調不良(腹痛、下痢、嘔吐、発熱、咳、発疹等)や手指に傷のある人は、調理に携わらないようにします。

### 【プライバシーの保護】

- 居住空間や世帯スペースは、みだりに立ち入ったりのぞいたりしないようにします。
- 居住空間での個人用テレビ・ラジオは、周囲の迷惑とならないように配慮し、適切な音量で使用します。
- 携帯電話での通話は、周囲の迷惑とならないように配慮し、また消灯後には居住空間での使用を控えます。

### 【その他】

- ペットを連れてくる場合は、ケージに入れるなどして他の方の迷惑にならないようにします。

## ⑥一時避難所について

### ■一時避難所とは

・避難指示(緊急)が発令され、すぐに避難を開始しなければいけない時に、指定避難所まで避難するよりも近く安全な場所。(指定避難所が近くの区は、指定避難所に避難する。下記参照)

### ■一時避難所での行動について

- ・一時避難所の対応は各区自治会長が中心となり、避難状況を確認します。
- ・本部情報班と連携し、災害状況を把握します。
- ・災害の状況に応じて、自治会長を中心に本部と連絡を取りながら、次の行動を検討します。

{避難指示等が解除されれば解散を検討する。

状況がさらにひどくなる場合は本部(江津市と連携の下)と連絡を取り行動(指定避難所等への移動など)します。}

### ■各区が指定する一時避難所は以下のとおり

※は指定避難所

区	場所	区	場所
1区	※敬川地域コミュニティ交流センター	10区	※敬川保育所
2区	蓮敬寺	11区	国道9号南側高台
3区	※敬川地域コミュニティ交流センター	12区東側	県営住宅
4区	※敬川地域コミュニティ交流センター	12区西側	国道9号南側高台
5区	※敬川地域コミュニティ交流センター	13区	※敬川地域コミュニティ交流センター
6区	高台にある高住邸	14区	市営住宅集会所
8区	※敬川保育所	15区	桃山
9区	※敬川保育所	16区	県営住宅

12区は、敬川を挟んでいるため、安全のために東西で分ける

## ⑥住民が心がけておくこと

### 事前準備

(1)災害への備えをしっかりとしましょう。

①ハザードマップを確認しましょう。

江津市より各戸配布済み。江津市ホームページにも掲載されています。

②飲料水や非常食などを準備しておきましょう。

例□飲料水

□食料品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）

□貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）

□救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）

□ヘルメット、防災ずきん

□マスク

□軍手

□懐中電灯

□衣類

□下着

□毛布、タオル

□携帯ラジオ、予備電池

□携帯電話の充電器

□使い捨てカイロ

□ウェットティッシュ

□洗面用具

□携帯トイレ

③ご家族同士の安否確認方法を決めておきましょう。

④避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

⑤普段から道路に駐車をしないこと、通行の妨げになるようなものを道路に出さないようにしましょう。（避難経路を塞ぐことのないように）

⑥避難時に適切な支援が受けられるよう、身体障害者手帳やお薬手帳などの各種手帳の携帯や、病気や障がいなどの情報、服薬情報等を記載したメモを非常時持ち出し用品の中に入れておきましょう。

⑦状況に応じて事前に自主的に避難することは大事です。

## (2)避難開始時

①災害時に避難準備・高齢者等避難開始が出た際は、各区自治会長から順次、各区の連絡網の通りに連絡が入ります。

※情報入手できる方法としては以下の手段があります。

江津市防災メール、防災行政無線、テレビの災害情報、ラジオ、インターネット

②自宅から避難する際は、避難所で必要な最低限のものをもち、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とし、玄関を施錠して避難所に移動しましょう。(避難完了を確認するため)

③各区が指定した避難場所に一時避難を行う。以下は指定場所

1区	敬川地域コミュニティ交流センター	2区	蓮敬寺
3区	敬川地域コミュニティ交流センター	4区	敬川地域コミュニティ交流センター
5区	敬川地域コミュニティ交流センター	6区	高台にある高住邸
8区	敬川保育所	9区	敬川保育所
10区	敬川保育所	11区	国号9号南側高台
12区東側	県営住宅	12区西側	国道9号南側高台
13区	敬川地域コミュニティ交流センター	14区	市営住宅集会所
15区	桃山	16区	県営住宅

指定避難所は2か所（敬川地域コミュニティ交流センター、敬川保育所）

④水害、土砂災害、山地災害などの異常現象を発見した住民は、遅滞なく江津市または警察署に通報しましょう。

## (3)避難所生活

避難所運営本部の指示をしっかりと聞き、ルール・マナーを守り皆で助け合いましょう。

## 江津市消防団敬川分団 災害時行動計画について

消防団は避難支援班として、活動します。

### (1) 「避難準備・高齢者等避難開始」発令時

①分団長は、原則消防倉庫で情報連絡を行うために、待機しておきます。  
本部より、要支援者の支援を行う方が不在の場合は、避難支援要請の連絡が分団長に入ります。

→その要請に基づき、分団の連絡網や分団員への一斉メールで集合の連絡をし、消防倉庫集合後それぞれの役割を決め避難支援行動を開始します。分団長は、要請を受けしゅ

②避難支援以外の団員は避難誘導、広報活動、及び防犯巡回への出動を行います。  
防犯は広報車を使い、避難等のアナウンス、火の元の点検、戸締り等についての放送を行います。

(避難状況や出動可能な人員に応じ分団長指示・配置を行います。)

役割完了後は、次の指示を仰ぎます。

③その他必要な支援を行います。  
分団長の指示により行動します。

次ページに消防団資材・機材一覧表あり

## 江津市消防団敬川分団 資材・機材一覧表

平成29年10月8日現在

収納場所	資材・機材名	数量	単位	備考
積載車	可搬式小型ポンプ(トーハツプロ2)	1	台	操法訓練中は貸出(約4か月間)
	ホース(65)	10	本	常時積載
	吸管(6m)	1	本	〃
	スタンドパイプ(真鍮製)	1	本	〃
	管槍	2	本	〃
	分水器	1	個	〃
	消火栓ハンドル	1	本	〃
	消火器	1	本	〃
	とび口	2	本	〃
	スコップ	2	本	〃
	工具類	1	式	〃
消防倉庫	可搬式小型ポンプ(トーハツ旧型)	1	台	操法訓練中は積載車へ
	ホース(65)	25	本	
	スタンドパイプ(アルミ製)	1	本	屋外ホースは格納機用(未設置分)
	管槍	2	本	
	とび口	10	本	
	ホース巻機	1	台	
	背負い式ジェットホース	4	台	
	救命胴衣	6	着	
	ロープ	2	本	
	発電機	1	台	
	投光器	2	台	
	トランシーバー	6	台	特定小電力
	折り畳みアルミアカー	1	台	
	一輪車	3	台	
	スコップ	20	本	(剣スコ、角スコ)
	土嚢袋	500	袋	(但し、古いものも有り)
	土嚢作製機	1	台	
	ブルーシート	4	枚	
	防火着・雨具・ヘルメット	1	式	
	その他・工具類等	1	式	かけや・長柄鎌・ペンチ・なた
第二機材庫	スコップ	5	本	
	土嚢	100	袋	砂入り